

農業委員会だより

老後の備えとして**農業者年金**へご加入ください!

農業者年金のメリット

1 農業者の方ならどなたでも加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事する方
- ③ 20歳以上60歳未満の方

※①～③をすべて満たす方であれば、経営主・後継者・配偶者等どなたでも加入できます。



2 終身年金です。

- ・農業者年金は一生涯受給できます。
- ・老後の定期的な収入が確保されます。
- ・万一、加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳まで受け取れるはずであった年金（自分が積み立てた分等）が死亡一時金として遺族に支払われます。

3 保険料の額は自由に設定できます。

- ・保険料は、月額2万円～6万7千円の間で「1,000円単位」で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

4 支払った保険料は社会保険料控除の対象になります。

- ・支払った保険料は、全額（最高年額80万4千円）社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

5 保険料は、長期的に安定した運用が工夫されています。

- ・保険料などの年金資産は、農業者年金基金によって安全かつ効率的な運用をしています。

～お問い合わせは、農業委員会事務局

または JA南アルプス市本店・各支店まで～

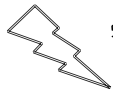
◆農地法の下限面積要件が廃止されます◆（旧農地法第3条第2項第5号）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）が令和5年4月1日から施行され、多様な人材確保・育成を後押しする施策として、農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が撤廃されます。農地の権利取得に必要なその他要件につきましては引き続き継続となります。

◆農地の草刈りなど、保安全管理をしてください！

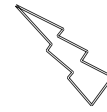
農業委員会を通じて、

遊休農地の雑草から
害虫や花粉の被害が出ている！



農地からはみ出ている雑木が道路の
通行の妨げになっている！

隣の農地から雑草が
のびてきて迷惑している！



といった苦情が多く寄せられます。

農地の所有者・管理者などに写真を添えて適正管理の指導をしても
改善されず、同じ農地への苦情が繰り返し寄せられることもあります。

また、苦情の件数は年々増加しています。

休耕地であっても、草刈りなどの保安全管理をすることは、農地を
お持ちの方、農地を管理している方の責務です。

日頃から気にかけて、近隣の迷惑にならないようにしましょう。



◎このような場合は、農業委員会にご相談ください

- ・自分で草刈りができないがどのような業者に依頼してよいかわからない
 - ・農地を相続したが耕作できないので農地を取得したい人、借りたい人がいないか など
- ◎消毒や草刈り等を行う際には、近隣の迷惑にならないよう配慮をお願いします。

◆農地の転用・売買には、許可が必要です

自分の農地でも、農地法の許可を受けずに売ったり、貸したり、農地以外の用途に転用することはできません。農地法の申請（毎月 10 日頃締切）をして、許可を受ける必要があります。

3条申請

農地として売買又
は貸し借りしたい

4条申請

自分名義の農地を
転用したい

5条申請

他人名義の土地を取得
又は借りて転用したい

農地の転用

農地の転用とは、農地を建物敷地、資材置場
や駐車場、山林など農地以外の用地に転換す
ることです。

一時的に資材置場や駐車場にする場合でも、
農地の転用にあたります。



—農地法の許可を受けない転用は罰せられます（農地法第 64 条・67 条）—

農地法の許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可どおりに転用していない場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、罰則（個人：3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、
法人：1 億円以下の罰金）の適用もあります。





= 農地を利用されている皆様へ =

農業委員会では、 定期的に農地の利用状況を調査確認しています。

農業委員会では、転用申請のあった農地や違反の防止耕作放棄地の把握を行うため、地域を巡回しています。また、年1回 全農地を対象とした農地利用状況調査（農地パトロール）を行っています。農地の確保と有効利用を図るための調査ですので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



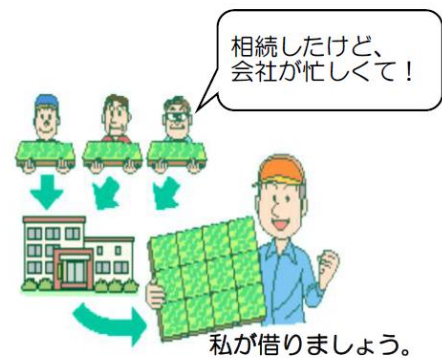
● 農地を守るのはあなた自身です！

農地は、個人の貴重な財産であるとともに、農業生産の基盤であり食料の生産はもとより景観・環境保全や防災など重要な役割を果たしています。

農地の遊休化は、雑草の繁茂による病害虫の発生など近隣農地へ多大な悪影響を与えます。耕作できない方は、農地の貸し借りを利用するなどして、貴重な農地を守っていきましょう。

こんな時は、農地銀行（農業委員会事務局内）
をご利用ください！

農地銀行は、売りたい方・貸したい方の農地を登録し、登録された農地を、買いたい方、借りたい方に紹介するという制度です。農地の管理ができない方、新規就農を希望している方・農業の規模拡大を図りたい方は、ご利用を考えてみてはいかがでしょうか。



やめよう！ヤミ小作

農業委員会を通さない農地の貸し借りいわゆるヤミ小作は、将来トラブルの元になる可能性があります。農地を貸し借りする際には農業委員会の手続きを行いましょう。

◎農地を相続したら届出が必要です。

農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある農業委員会にその旨の届出をしなければなりません。南アルプス市に農地がある場合は、南アルプス市農業委員会事務局に届出をお願いします。

令和5年度 農業雇用労働賃金標準額【南アルプス市】

南アルプス市農業委員会

項目・区分		単位	金額（円）		摘要		
			平坦地域	中山間地域			
水	田植え・稲刈り・脱穀		1日	7,200		900円×8h	
	その他の一般田作業		1日	7,200		900円×8h	
	育苗（機械用）		1枚	850			
	機	荒起こし		10a	10,000	13,000	
		代かき		10a	11,500	14,600	
	械	田植え		10a	11,000	13,000	苗は別
		稲刈（バインダー）		10a	12,000	13,000	紐付き
	作	脱穀（ハーベスター）	結束機無	10a	11,000	12,000	
			結束機付	10a	14,000	15,000	
	業	稲刈・脱穀（コンバイン）		10a	16,500	17,500	乾燥を除く
			10a	10,000		乾燥のみ	
果	摘果・袋かけ・収穫		1日	7,200		900円×8h	
	剪定		1日	14,400		1,800円×8h	
	樹	農薬散布		1時間	4,000		薬剤代は別
		その他の一般果樹作業		1日	7,200		900円×8h
上記以外の一般農作業		1日	7,200		900円×8h		
参 考 額	抜根（1t）		1時間	4,000		処理料は別	
	抜根（2t）		1時間	4,500		遊休農地の場合は1.5倍	
	搬送（重機等）		1回	2,000		片道1回につき	
	除草（刈り払い機1台）		1時間	3,500		処理料は別	
	除草（乗用草刈り機）		10a	4,700		処理料は別	
<p>※ 本表は、標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業条件など勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。上記作業項目にない作業についても協議のうえで決定して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間は1日8時間を基準とする。 ・ 賄いは、無しとする。 ・ 機械作業は、1人付きで燃料代含むものとする。 <p>※ 中山間地域とは楡形地区旧野之瀬・榊地域をいう。</p>							

南アルプス市農業委員会だより 第20号 令和5年4月

発行：南アルプス市農業委員会

事務局 南アルプス市小笠原376 南アルプス市役所西別館2階

TEL055-282-6438

